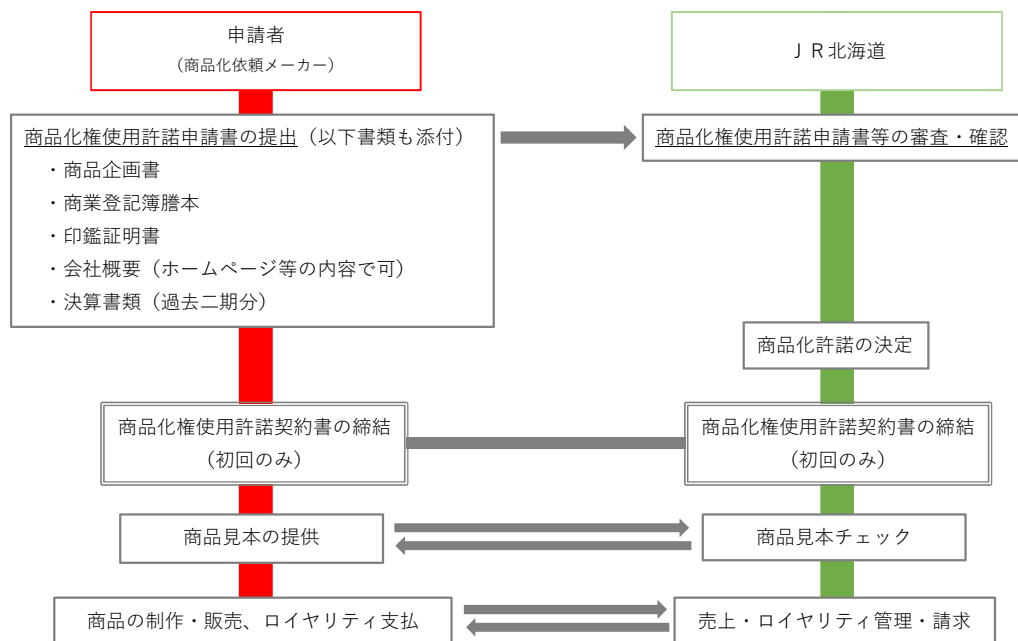


【申請前の注意事項】

以下、必ずご覧いただき、ご了承のうえご申請下さい。

(1) 商品化権使用許諾申請～商品の制作・販売までの流れについて



【商品化権使用許諾申請が必要な事例】

<対象となる弊社資産>

商品化にあたって以下の弊社資産を使用する場合は許諾申請が必要になります。

鉄道車両、駅舎、路線・駅名、ヘッドマーク類、音声 (車内放送、チャイム音等)、Kitacaロゴ・キャラクターなど

※上記資産は一例です。ご不明な場合はお問い合わせください。なお、JR北海道ロゴ及び社名の使用許諾は行っておりません (使用不可)。

<商品事例 (主なもの)>

模型、玩具、文房具、雑貨、映像 (DVD、配信動画、収益性のある動画共有サイトへの投稿)、ゲームコンテンツ、書籍、食品・飲料類、飲食店メニュー、はがき・切手類、カード類 (カードゲーム、トレーディングカード等)、遊具類、展示イベント (写真・画像等)、販売促進イベント (例:「北海道新幹線フェア」等)、宿泊商品 (例:「北海道新幹線開業〇周年記念プラン」) など

※上記事例は一例です。ご不明な場合はお問い合わせください。

※商品以外にもパンフレットや広告 (各種SNS等含む)、ノベルティ等で弊社資産を使用する場合でも、申請手続きが必要になりますので、詳細はお問い合わせください。

(2) 商品化権使用許諾申請について

- ・個人のお客様への許諾は行っておりません。
- ・申請は、商品の制作・販売の少なくとも2ヵ月前までにお願いいたします。
※商品によっては、チェック作業等のため、さらにお時間をいただくこともございます。
- ・商品化権使用許諾申請書および商品企画書等の添付書類は以下のメールアドレスまでご送付ください。

□ 送付先 (JR北海道 開発事業本部 市場開拓・価値創造グループ)

・ Eメール : license@jrhokkaido.co.jp

(3) 商品のチェックおよび商品化許諾可否について

- ・許諾の可否は、商品化権使用許諾申請書および商品企画書等の添付書類をいただき、商品のチェックを踏まえたうえでの判断となります。 ※内容によっては、商品化権使用許諾をお断りする場合がございます。
- ・商品のチェックの中で、必要に応じて弊社から商品デザイン等の修正をお願いする場合がございます。
- ・弊社から、商品化に関する写真や映像の提供はしていません (申請者側でご用意ください)。

(4) 商品の制作・販売について

- ・商品化許諾済みの商品については、原則「JR北海道商品化許諾済」のクレジットを入れていただきます。

(5) ロイヤリティについて

- ・商品化にあたっては、所定のロイヤリティ (許諾料) をお支払いいただきます。

(6) 追加許諾について

- ・別商品を作成・販売する場合は、必ず商品の企画ごとに商品化権使用許諾申請書をご提出いただきます。